

「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」 着ぐるみ貸出要綱

1 趣 旨

この要綱は、「港南ひまわり 83 運動」をより区民に広めるとともに、港南区への愛着や親しみを高めるために製作された「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」（以下、「83 太郎」という。）の着ぐるみの貸出しについて、必要な事項を定めます。

2 管理及び事務の取扱い

着ぐるみ等の管理及びこの要綱に関する事務の取扱いは、港南区地域振興課が所管します。

3 貸出物品

着ぐるみ 1セット（本体、リュック、バッテリー2個、充電器、収納用コンテナ）
（借用者の必要に応じて）着替え用テント 1セット（フレーム、幕、収納用カバン）

4 貸出対象

原則として、港南区内の企業、地域団体（商店会、自治会など）、学校、その他公共団体を対象とします。

5 貸出条件

- (1) 個人・団体のマスコットとして独占的に使用しないこと。
- (2) 政治・宗教・思想、営利等の活動に利用しないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 横浜市及び港南ひまわり 83 運動のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (5) 火気・水気に近づけないこと。

6 貸出受付

- (1) 着ぐるみの貸出しを受けようとする者は、港南区地域振興課または港南区関係課に相談の上、「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」着ぐるみ貸出予約票を港南区地域振興課に提出します。
- (2) 港南区地域振興課は、先着順に貸出者を決定します。

7 着ぐるみの受領及び返却

- (1) 借用者は、原則として、港南区地域振興課から着ぐるみを直接受け取り、使用後は、責任を持って速やかに返却するものとします。返却時には港南区地域振興課職員立会いのもと、検査確認を行います。
- (2) 貸出しに伴う搬入・搬出は、借用者が行うものとします。

8 貸出期間

貸出期間は、借受・返却日を含めて5日以内とします。

9 利用の制限

(1) 着ぐるみに入る者の制限

ア 18歳以上

イ 身長150～175cm程度

(2) 雨天等で天候が悪化している場合の屋外使用は認めません。

(3) 着ぐるみの使用に際しては、安全に十分配慮するとともに、補助者が必ず1名以上付き添ってください。

10 損害の負担

(1) 借用者の故意又は重大な過失により着ぐるみ等を破損した場合は、借用者が修繕費用等を負担します。また、修理、修復が困難な状態まで損傷した場合においては、借用者が代替作成費用を負担します。

(2) 着ぐるみの借用者が、着ぐるみに起因することで第三者に対し、損害を与えたときは、借用者が、その損害賠償の責任を負うものとします。

(3) 着ぐるみの使用により、借用者が被った被害に対しては、横浜市は一切その責めを負わないものとします。

11 着ぐるみの装飾

(1) 借用者は、着ぐるみのたすきを使用する場合、「港南ひまわり 83 運動マスコットキャラクター83 太郎」着ぐるみ貸出予約票にたすきに記載したい文言を記入し、その承認を受ける必要があります。

(2) 着ぐるみへの洋服着用等の装飾は、港南区地域振興課が用意するたすき以外は原則認められません。

12 禁止事項

(1) 借用者は、着ぐるみ等を第三者に転貸できません。

(2) 借用者は、着ぐるみ等を承認された内容以外で使用できません。

(3) 着ぐるみの改造は認めません。

13 その他

(1) 港南区地域振興課は、貸出し時に別紙「83 太郎着ぐるみ着用にあたっての注意事項」を借用者に渡し、借用者は熟読してから使用してください。

(2) この要綱に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出しに関し必要な事項は別に定めます。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。